

令和5年度核物質防護研修会開催支援業務
(現地ロジスティック業務等)
に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の書面入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令(抜粋)

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 (案)

令和5年7月
原子力規制委員会原子力規制庁
核セキュリティ部門

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
核セキュリティ部門

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和5年7月11日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度核物質防護研修会開催支援業務（現地ロジスティック業務等）

(2) 契約期間

契約締結日から令和6年3月19日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

令和5年7月21日（金） 12時00分

(2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル
原子力規制委員会原子力規制庁 核セキュリティ部門

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は（1）の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は（1）の期限までに原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面入札届と合わせて提出すること。

提出方法は持参、郵送または電子メールによるものとする。郵送の場合は確実に届くよう、配達証明等で送付すること。

電子メールで送付する場合には、15.（2）本件に関する照会先に送付すること。なお、容量が10MBを超過する場合は、分割して提出すること。

また、原子力規制庁到着時刻をもって提出期限の判断を行うこととなるため、余裕をもって提出すること。期限を超えた場合には理由を問わず入札に参加することはできない。

(4) その他

審査の結果は令和5年7月28日（金）中に電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

6. 競争執行の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和5年8月1日（火） 13時30分

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は以下の方法のみであり、メール等その他の方法による提出は認めない。

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6. (1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5. (1) の日時までに提出済みであること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を6. (1) の日時及び場所に持参すること。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| 9. 入札保証金及び契約保証金 | 全額免除 |
| 10. 契約書作成の要否 | 要 |
| 11. 契約条項 | 契約書（案）による。 |
| 12. 支払の条件 | 契約書（案）による。 |
| 13. 契約手続において使用する言語及び通貨 | 日本語及び日本国通貨に限る。 |
| 14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | |

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 河原 雄介
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

15. その他

(1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。

(2) 本件に関する照会先

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門
担当 鈴木、福田、横田

TEL 03-5114-2100 (内線: 4909、4727、4711)

メールアドレス suzuki_rin_w8v@nra.go.jp

hukuda_akihiro_k4d@nra.go.jp

yokota_hiroshi_e6c@nra.go.jp

(3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム (GEPS)

ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)

受付時間 平日 9時00分～17時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の

間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和5年8月1日開札[令和5年度核物質防護研修会開催支援業務(現地ロジスティック業務等)]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入

札

- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額

- ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。
14. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法
当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
15. 落札決定の取消し
落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
16. 契約書の提出等
(1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
17. 契約手続において使用する言語及び通貨
契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和5年度核物質防護研修会開催支援業務(現地ロジスティック業務等)
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和5年度核物質防護研修会開催支援業務(現地ロジスティック業務等)
2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例)電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名

代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和5年度核物質防護研修会開催支援業務(現地ロジスティック業務等)の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和5年度核物質防護研修会開催支援業務(現地ロジスティック業務等)の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

E - m a i l :

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

仕 様 書

1. 業務件名

令和5年度核物質防護研修会開催支援業務（現地ロジスティック業務等）

2. 業務の目的

原子力規制庁(以下「当庁」という。)の主催により、警察、海上保安庁及び防衛省(自衛隊)職員の核物質防護、原子力及び放射線防護に関する基礎的な知識習得の機会とするために行う令和5年度核物質防護研修会(以下「研修会」という。)の開催支援業務として、現地ロジスティック業務及び講師業務(以下「研修会開催支援業務」という。)を行うことを目的とする。

3. 業務の内容

研修会開催支援業務の対象とする研修会は、次の①～⑤の講義科目で構成されており、これらの科目は国際原子力機関(IAEA)核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告文書(INFCIRC/225/Rev.5)を参考にして設定したものである(同勧告文書における対抗部隊の知識の保有についての記述箇所を表1に示す)。

- ① 原子力の基礎知識
- ② 放射線測定実習
- ③ 核燃料物質及び原子力施設の防護
- ④ オフサイトセンター(以下「OFC」という。)の紹介・見学
- ⑤ 原子力施設の見学

研修会開催支援業務を行う業者(以下「受注者」という。)の業務内容は、次のとおりとする。

- ・ 講師業務
上記①、②の講義を行うこと(①は講師、②は講師及び実習担当者を手配する)。
- ・ 現地ロジスティック業務
全ての講義科目及び見学対象(①～⑤)に係わる資機材の手配・準備及び研修会場(現地)での受付を行うこと。

研修会開催支援業務の詳細を次に示す。

(1) 基本条件

ア 開催日程及び開催場所

- ・ 令和5年9月から令和6年2月までに合計8回開催する。
- ・ 開催日程及び開催場所は、表2及び表3による。ただし、開催日程は、当庁の都合により変更する場合がある。
なお、施設見学先の住所を表4に示す。

イ 受講対象者及び人数

- ・ 研修会開催地周辺の警察、海上保安庁及び防衛省(自衛隊)の職員を受講対象者とする。
- ・ 研修会1回当たりの受講者数は、30人程度を目安とする。

ウ 現地支援業務要員の人数

1回の研修会につき現地支援業務の要員は、現地ロジスティック業務担当者1人、講義科目「原子力の基礎知識」の講師1人、講義科目「放射線測定実習」の講師1人及び実習担当者3人を必要とする（1人が複数の業務を兼ねることについては、3.(2)ア(イ)を参照のこと。）。

エ 研修会運営スケジュール

- ・ 研修会の前日
○FC等の会場で、午後3時頃から午後5時頃の間には会場設営を行う。
- ・ 研修会の当日
午前8時45分受付開始、午後5時終了とする。
なお、開催地により研修会の標準プログラムに若干の変動がある（カリキュラムは添付-1の研修会開催要領例を参照のこと。）。

オ 個人情報の扱い

受講者の個人情報のうち、受注者に提示する個人情報は、「閲覧用受講者名簿」のみとする。

施設見学の手続のために生年月日等を表記した「確認用受講者名簿」は、研修会当日に受付用として当庁担当者より手交するが、名簿記載事項の朱記訂正を含む確認を終了した後は、当庁担当者に「確認用受講者名簿」を手渡しで返却すること。

(2) 実施内容

受注者は、以下の作業を行うこと。

なお、イ～オ項については8回開催する研修会ごとに行うこと。

ア 講師及び実習担当者の手配等

講義科目「原子力の基礎知識」及び「放射線測定実習」の講師並びに「放射線測定実習」実習担当者を以下に従い、手配すること。

(ア) 講師及び実習担当の要件

講義科目「原子力の基礎知識」の講師は、原子力分野の業務経験が8年以上あり、原子炉又は原子炉施設の設計・検査等に携わったことがあること。

講義科目「放射線測定実習」の講師及び実習担当者は、原子力分野の業務経験が3年以上あり、放射線測定器操作等に携わったことがある又は「放射線取扱主任者の第3種」以上の免状取得をしていること。

それぞれの講義科目について講師及び実習担当者の経験・資格を、後述の講師等一覧表の提出時に提示すること。

(イ) 手配する講師及び実習担当者の人数

- ・ 講義科目「原子力の基礎知識」の講師として3人以上を、また、「放射線測定実習」の講師及び実習担当者として6人以上を手配する。ただし、講師及び実習担当者の要件を満たしていれば、各講義科目に同一人物を講師及び実習担当者としてもよい。

なお、現地ロジスティック業務担当者も要件を満たしていれば、これらも含めてもよい。

- ・ 1人の講師に過度な負担がかからないようにするため、1人の講師が担当

する研修会の回数の上限を講義科目「原子力の基礎知識」の講師として5回、講義科目「放射線測定実習」の講師及び実習担当者として5回とする。この両方の講義科目を担当する場合も、講義科目毎に上限を超えないこと。

- ・ 1回の研修会において、両方の講義科目の講師を同一人物が担当しないこと。

なお、講師は、実習担当者を、また、現地ロジスティック業務担当者は、講師及び実習担当者を兼ねてもよい。

この結果として、1回の研修会での派遣要員を3人とすることもできる。

- ・ 年間の講師及び実習担当者を示した講師等一覧表（予定）を初回作成時及び変更時に提出すること。
- ・ 現地ロジスティック業務担当者を3人以上手配すること。
現地ロジスティック業務担当者の担当回数の上限は設けない。
講師等一覧表には、現地ロジスティック業務担当者名も記載すること。

(ウ) 講義及び実習内容の品質の確保

講師及び実習担当は、当庁が準備した教材に沿った講義の実施に向けて十分に準備を行うこと。

受注者は、当庁が用意する自己評価シート（添付－2。内容は当庁が適宜見直す。）を利用することによって講義及び実習内容の品質の確保を図ること。

具体的には、各回の反省点及び良好事例を以降の回で担当する講師及び実習担当者と共有して反映させること。

また、当庁担当者はこの自己評価シートを基にして、研修会における講師の説明の内容、講師の態度、質問への回答等が適切であるかどうかを評価することがあり、その評価結果により必要に応じて是正を求める。

改善が見られない場合、以降の講師等の担当計画の変更を要請することがある。

(エ) 講義の方法及び時間配分

- ・ 講義科目「原子力の基礎知識」は座学で、約60分間行う。

まず冒頭で当庁担当者が貸与するビデオ教材を10分間上映する。次に当庁担当者が貸与するパワーポイント（以下「PPT」という。）に沿って講義を行うこと。

貸与したPPTの多くには、人工音声のナレーションが入っているため、これを併用すること。

PPTについては、本業務の目的を適切に達成できると考えられる範囲で若干の追加・変更をしてもよい。ただし、PPTの追加・変更を行う場合は、事前に当庁担当者の確認を受けることとする。

また、講師の講義時のQ&Aと改善点の要点のみを簡潔に記述した文書を作成し、受注者は、これを「各地点報告書」の添付資料とすること。

- ・ 講義科目「放射線の測定」の前半は座学で、約20分間行う。

当庁担当者が貸与するPPTによる説明（8分）及び教材（放射線測定DVD）の放映（12分）を行うこと。

PPTについては、若干の追加・変更をしてもよいが、追加・変更を行う場合は、

事前に当庁担当者の確認を受けることとする。

引き続き行う同科目の実習は、3つのワーク・ショップを同時に実施すること。

約40分間に同じ内容の実習(約20分)を2回行うことで、受講者が任意の2つワーク・ショップの実習が行えるようにすること。

3つのワーク・ショップの構成を次に示す。

- ワーク・ショップⅠ 空間線量率の測定
- ワーク・ショップⅡ 表面汚染密度の測定
- ワーク・ショップⅢ 距離・遮蔽材による放射線の減衰効果の測定

・ 講義科目「放射線測定実習」の実習は、3名の実習担当者によって行うこと。

実習担当者の説明内容は、当庁が作成する「放射線測定実習」用の教材に従うものとし、本業務の目的を適切に達成できると考えられる範囲で若干の追加・変更をしてもよい。ただし、追加・変更を行う場合は、事前に当庁担当者の確認を受けることとする。

また、各実習担当者は、実習の概要とQ&Aの要点のみを簡潔に記述した文書を作成し、受注者は、これを「各地点報告書」の添付資料とすること。

イ 研修会事前作業(手配業務)

(ア) 最新講師等配置表の提出

最新の講師等配置表(現地ロジスティック業務担当者を含む。)を研修会開催日の3週間前(第1回については、日程の都合上、開催日の1週間前)までに提出すること。

また、出張者の日程(宿泊先、列車名又は航空機便名)を研修会開催日の1週間前までに提出すること。

(イ) 貸切りバスの手配

原子力施設見学のための移動用バス(8回分)を契約すること。

手配に当たっては、次の要件を満たす契約をバス会社と行うこと。

- ・ 配車日：研修会の開催日当日
 - ・ 搭乗予定人員：35人(大型1台)
 - ・ 行程：OFC発(住所：表3) → 発電所着(住所：表4) ～施設内見学のため構内移動～ → 発電所発 → OFC着
- ※ それぞれの行程時刻は、研修会ごとに作成する研修会開催要領に従う。

OFC発は、余裕をもってその10分前には到着すること。

- ・ 旅客自動車運送事業者であり、当事業計画より過去1年間において、国土交通省より事業改善命令等の行政処分を受けていない者とする。

貸切りバスの手配において決定したバス会社の運転士情報(会社名、車両番号、運転士の氏名(読み仮名)、生年月日、当日使用の携帯電話番号)を遅くとも研修日の3日前までに提出すること。

また、運転士の自動車運転免許証及び貸切バスの車検証の写しも提出すること。

なお、バス運転士情報の原子力施設見学先(原子力事業者)への連絡は、

当庁から行う。

当日は、バス運転士と連絡を取り合い、参加者が遅滞なくバスに乗車できるようにすること。この際、乗車した人数を確認し、当庁の現地担当者に連絡すること。

(ウ) 放射線測定器の手配

放射線測定実習で使用する放射線測定器を手配すること（研修会場に備えてある放射線測定器は使用しない。）。

手配に当たっては、次の要件を満たすこと。

- ・ 放射線測定器は、研修会開催日前日の午後1時までに到着し、開催日の午後3時まで、研修会場に在ること。
- ・ 手配する放射線測定器の種類（例示品又は相当品）と台数は、次のとおりとする。

種類	台数	型番及び製品名の例	
α線測定器	1台	TCS-222	アロカ製 α線用シンチレーションサーベイメータ
β(γ)線測定器	2台	TGS-146	アロカ製 GM式サーベイメータ
γ線測定器	2台	TCS-171	アロカ製 シンチレーション式サーベイメータ

- ・ 研修会開催日の2週間前までに、放射線測定器の手配状況（賃貸借契約結果又は自社保有機材の使用）を当庁に連絡すること。

(エ) 弁当の予約

昼食用の弁当を予約すること。

弁当の数は、当庁より指示する（弁当代は受講者の自己負担）。

原則として、弁当とお茶のセットで、代金を700円（税込）とすること。

(オ) 研修機材の宅配手配

「放射線計測実習」で使用又は展示する機材（遮蔽板、線源、ポケット線量計、防護マスク、ウェットティッシュ、防護服、ゴム手袋、綿手袋、シューズカバー、白衣、ガムテープ等）については、当庁から貸与するので、研修会の開催毎に、宅配便での発送・回収及び保管管理を行うこと（1回目の開催時には、当庁が研修会場へ発送する。）。

また、研修会用機材（講義・実習のための電子ファイル、アンケート用紙、規制庁封筒（当庁から提供する「原子力規制庁」名の封筒）、テキスト残部数、現地展示資料、会場案内・受付・昼食会場案内の連絡用紙、ガムテープ等）については、必要量を適宜宅配便で発送・回収及び保管管理を行うこと。

なお、送り先の住所・氏名等の情報は、当庁より提供する。

(カ) 研修会配布資料の送付

a 研修会開催要領

当庁が研修会の約1週間前に提供する電子情報に基づき、必要部数を印刷

し、現地会場へ直送すること。

b アンケート用紙

当庁が提供する電子情報を基に見出しや日付等を更新し、必要部数を現地会場へ直送すること。

c 規制庁封筒（研修会に使用の「原子力規制庁」名の封筒）

必要部数を現地会場へ直送すること。

なお、「原子力規制庁」名の封筒は、当庁から事前に受注者へ提供する。

d テキスト予備

テキストの予備として3種類各5部を現地会場へ直送すること（研修の受講者の人数分は、当庁から現地会場へ直送する。）。

ウ 研修会事前作業（講義準備）

「原子力の基礎知識」の講師は、当庁が提供する資料（コンピュータ・グラフィック（CG）放映及びPPT）の内容を事前に確認し、受講者に教える要点は何か、講師から受講者へどのような質問をして、理解の促進を図ったらよいかを検討すること。

また、当庁が提供する「プレゼンのガイド」を講義の進め方の参考にすること。

なお、研修会前日のリハーサルは1科目30分以内とすること。

「放射線測定実習」の実習担当は、「放射線測定実習」テキストに示された各実施テーマについて、受講者にどのように教えたらよいか事前に検討すること。

エ 研修会現地支援業務

(ア) 会場準備（研修会前日の作業）

- ・ 研修机、昼食会場机、受付機の確認及び配備（当庁担当者調整）並びに受付・研修会案内板等を掲示すること。
- ・ 開催要領、テキスト、アンケート用紙等を机上にセットすること。
- ・ 放射線測定器等の機材を展示すること。

機材は、当庁からの持ち込みとOFCの備品の両方を使用する。

(イ) コンソール操作等の運用（添付-3参照）

OFCは、原子力災害等の発生時に拠点となる施設であり、その機能を常に維持する必要がある。

本業務には、OFC内の機器及び設備の移動や操作を行うことが含まれ、当該OFCの機器及び設備に関する専門知識並びに取扱いに関する技術的能力を持たない者が操作した場合は、誤った操作等により、OFC機能の維持に影響を与える可能性がある。

また、万一、当該業務中にOFCの機能に影響を与えた場合は、復旧までの間、法令に基づき原子力規制委員会等が担う緊急時における原子力災害対策業務に支障を来すなど、OFCの信頼性を損なうおそれが生じる。

よって、本作業に関し、機材の貸出し許可やコンソールでの操作許可について規制事務所より受けていることを当庁担当者に確認するとともに、OFCの機器及び設備に関して、誤った操作等によりOFCの機能の維持に影響を与えることがないように十分注意すること。

(ウ) 研修会当日の受付

- ・ 受講者の出欠及び施設訪問用の登録データについて、当庁担当者から手交する「確認用受講者名簿（氏名、振り仮名、生年月日、所属、住所）」に誤りがないか受講者本人による確認を受けること。
 - ・ 訂正がある場合は、速やかに当庁担当者に連絡すること。
名簿の修正についての原子力施設見学先（原子力事業者）への連絡は、当庁担当者から行う。
 - ・ 参加者の最終人数を確認し、研修会の開催ごとに「受講者数集計」データファイルに入力すること。
 - ・ 最新の「受講者数集計」データファイルを当庁担当者に送付すること。
- (エ) 弁当の手配関係、配膳、片付け等
弁当配達業者への注文個数の確定連絡、弁当受取り、支払い、個人向け領収書の発行依頼と受取り、弁当の配膳と片付けを行うとともに、弁当配達業者による空容器の引取りを確認すること。
また、弁当代金を弁当予約者から受領すること。
- (オ) アンケート用紙回収
研修会終了後にアンケートを回収すること。
- (カ) 教材・書類等の回収
講義用資材、テキスト残部等を回収すること。
- (キ) 使用後データの削除
OFCのPCにインストールした研修用データは、使用後に全て削除すること。
- オ 研修会事後作業
- (ア) アンケートの集計
研修会終了後、アンケートの回答内容を集計し、当庁に提出すること。
集計の方法は、当庁担当者の指示によること。
- (イ) 各地点報告書の作成・提出
毎回の研修会終了後、各地点報告書をA4用紙数枚程度にまとめて提出すること。
各地点報告書には、各講師名と各講義におけるQ&A（「核燃料物質及び原子力施設の防護」は除く。）を記載すること。
- カ 報告書の作成・提出
上記のア～オ項についての作業結果（8回分）を当庁が用意する体裁・装丁にて作成・提出すること。
報告書の件名は、「令和5年度核物質防護のための研修会実施報告書」とすること。
- キ 手配業務データの提出
上記イ項「研修会事前作業（手配業務）」の(イ)～(オ)項についての作業結果（発注仕様書、見積照会先リスト、見積照会結果、連絡先リスト）を提出すること。
- ク 貸与データの返却と更新データの提出
当庁から受注者へ貸与したデータに返却リストを添えて返却すること。
また、貸与データを元に更新したデータ及び新規に作成したデータを分類の上、

提出すること。

4. 作業工程

工程表の作成と提出。

上記3(2)ア～オ項について、各開催回の作業工程の計画及び実績を併記して示した工程表を提出すること(1か月ごとに実績を反映し、報告すること)。

5. 業務実施期間

契約締結日から令和6年3月19日までの間

6. 実施責任者及び実施体制

受注者は、実施責任者及び品質管理体制を明示した実施体制表を提出すること。

あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。

実施責任者は、本作業の遂行に当たり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本作業を統括する立場にある者とする。

実施体制には、必ず過去の業務経歴等を勘案して本件を手際よく遂行可能なスタッフを含めること。

また、2人以上の直接の担当者を定め、一方が出張などのときにも支障なく業務が遂行できるようにすること。

7. 提出書類及び納入品目

(1) 提出書類

受注者が当庁の承認を受けるため、又は当庁に報告するために提出する書類、提出部数、提出期日は、次のとおりとする。

提出図書一覧

	提出書類	提出部数	提出期日
1	実施体制表	1	契約締結後速やかに
2	実施体制の変更届	1	変更時は改訂版を速やかに
3	下請負届	1	契約締結後速やかに (該当しない場合は省略)
4	品質計画書 注1)	1	契約締結後速やかに (規制庁の承認を受けること)
5	提出書類一覧表	1	契約締結後速やかに
6	各地点報告書 注2)	1	研修会開催後1週間以内
7	手配業務データ	1	業務終了時
8	成果報告書 注3)	1	業務終了時
9	完了届	1	業務終了時

注1) 品質計画書の品質要求事項は8. によるものとする。

注2) 電子情報 (Word、PDF形式) をe-mail又は電子媒体により提出すること。

注3) 成果報告書は、電子媒体にて1部提出すること (PDF形式、Word、Excel)。

また、ハードコピーを1部提出すること。成果報告書の電子媒体には、上記1～6の提出書類も含めること。

(2) 納入品目及び納入場所

ア 納入品目：(1) に定める提出書類

イ 納入場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

8. 品質計画書

品質計画書には、以下の内容が含まれていること。

(1) 品質管理体制

- ・ 受注業務に対する品質を確保するための十分な体制が構築されていること。
- ・ 作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
- ・ 実施責任体制が明確となっていること (実施責任者と品質管理責任者は、兼務しないこと。)

(2) 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して、品質を確保するための当該業務に対応した具体的な作業に関する方法 (チェック時期及びチェック内容) が明確にされていること。

(3) 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力の要件を明確にすること。

9. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、7. に記載の提出書類が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

10. 情報セキュリティの確保

受注者は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について当庁担当者に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、当庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
- (3) 本業務において受託者が作成する情報については、当庁担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて当庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(5) 受注者は、当庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、当庁担当者からの指示に応じて確実に返却し、又は廃棄すること。

また、請負業務において受注者が作成した情報についても、当庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(6) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

11. その他

(1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、当庁担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(2) 作業実施者は、当庁担当者と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。

(3) 業務上不明な事項が生じた場合は、当庁担当者に確認の上、その指示に従うこと。

(4) 常に、当庁担当者との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。

(5) 本業務において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、当庁に移転する。

受注者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。

(6) 成果物納入後に受注者の責めによる不備が発見された場合には、受注者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

以 上

表1 IAEA の核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告文書 (INFCIRC/225/Rev.5)において「核物質防護のための研修会」の実施内容と関連している記述箇所

章節 No.	要件
使用中及び貯蔵中の不法移転に対する物理的防護の要件	
4. 20	国は、対抗部隊が、サイト及び核物質の在る場所に精通していること、並びに対応活動の安全への潜在的な影響を考慮しながら、必要な対応活動を行う十分な準備ができることを確実にするために、放射線防護に関する十分な知識を有していることを確実にすべきである。
妨害破壊行為の放射線影響を緩和又は最小化するための関連措置に対する要件	
5. 53	国は、対抗部隊が、サイト及び妨害破壊行為の攻撃対象に精通していること、並びに対応活動の安全への潜在的な影響を考慮しながら、必要な対応活動を行う十分な準備ができることを確実にするために、放射線防護に関する十分な知識を有していることを確実にすべきである。
輸送中の妨害破壊行為の放射線影響を緩和又は最小化するための関連措置の要件	
6. 69	国は、対抗部隊が、代表的な輸送の活動及び妨害破壊行為の攻撃対象に精通していること、並びに対応活動の安全への潜在的な影響を考慮しながら、必要な対応活動を行う十分な準備ができることを確実にするために、放射線防護に関する十分な適切な知識を有していることを確実にすべきである。

表2 開催日程及び開催場所

(令和5年7月時点)

回	日付	曜日	開催地	会場
2023年				
1	9月28日	木	北海道	北海道原子力防災センター
2	10月12日	木	青森県	六ヶ所オフサイトセンター
3	10月26日	木	新潟県	新潟県柏崎刈羽原子力防災センター
4	11月9日	木	茨城県	茨城県原子力オフサイトセンター
5	11月30日	木	静岡県	静岡県原子力防災センター
6	12月14日	木	石川県	石川県志賀オフサイトセンター
2024年				
7	1月11日	木	福井県	福井県敦賀原子力防災センター
8	1月25日	木	島根県	島根県原子力防災センター

(注) 日程及び場所等は、開催地との日程調整の都合等に変更することがある。

表3 開催会場の住所

開催会場	住 所
北海道原子力防災センター	〒048-2202 北海道岩内郡共和町南幌似 141 - 1
六ヶ所オフサイトセンター	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字野附 1-67
新潟県柏崎刈羽原子力防災センター	〒945-0034 新潟県柏崎市三和町 5-48
茨城県原子力オフサイトセンター	〒311-1206 茨城県ひたちなか市西十三奉行 11601-12
静岡県原子力防災センター	〒421-0411 静岡県牧之原市坂口 3520-17
石川県志賀オフサイトセンター	〒925-0125 石川県羽咋郡志賀町西山台 2 - 7
福井県敦賀原子力防災センター	〒914-0146 福井県敦賀市金山 99-11-47
島根県原子力防災センター	〒690-0873 島根県松江市内中原町 52

表4 施設見学先の住所

開催地	見学先	住 所
北海道	北海道電力株式会社 泊発電所	〒045-0201 北海道古宇郡泊村大字堀株村
青森県	日本原燃株式会社 再処理施設	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字 沖付
新潟県	東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	〒945-8601 新潟県柏崎市青山町 16-46
茨城県	日本原子力発電株式会社 東海第二発電所	〒319-1198 茨城県那珂郡東海村白方 1-1
静岡県	中部電力株式会社 浜岡原子力発電所	〒437-1604 静岡県御前崎市佐倉 5561
石川県	北陸電力株式会社 志賀原子力発電所	〒925-0161 石川県羽咋郡志賀町赤住 1
福井県	日本原子力発電株式会社 敦賀発電所	〒914-8555 福井県敦賀市明神町 1
島根県	中国電力株式会社 島根原子力発電所	〒690-0393 松江市鹿島町片匂 654 番地の 1

令和5年度 核物質防護のための研修会(NN 〇〇県)

開催要領

1. 受講対象者及び講義レベル

警察、海上保安庁及び防衛省(自衛隊)の職員における、核物質防護、原子力及び放射線防護に関する基礎的な知識の習得。

2. 募集定員: 30名

3省庁の受講申込者の合計が定員を超えた場合は、御辞退願うことがあります。

3. 開催日時: 令和5年〇月〇日(木) 9時00分~17時00分

4. 研修会場: 〇〇県オフサイトセンター

住所: 〇〇県〇〇市***

電話: ***—**—**** (〇〇原子力規制事務所)

5. 研修スケジュール: 別表参照

研修会場での座学及び実習並びに原子力施設の見学。

6. 昼食

弁当(700円)を希望される方は、受講申し込み時に予約して下さい。

直前のキャンセルの場合の代金は、ケースバイケースで対応させていただきます。

7. 身分証明書の携帯

原子力施設見学時の本人確認のため、原子力事業者指定の身分証明書を必ず持参して下さい。身分証明書は、自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)のいずれかです。

8. 連絡先

原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 核セキュリティ部門

(代) 03-5114-2100

携帯 ***—**—**** (〇~〇の2日間に限り通話可)

別表

研修スケジュール 時間	講義等	講師、備考
8:45 ~	受付	
9:00 ~ 9:05	開講式 (5)	
9:05 ~ 9:35	オフサイトセンター(OFC) の紹介 (30)	原子力規制庁 ○○原子力規制事務所 防災専門官 * * * *
9:35 ~ 10:35	原子力の基礎知識(60)	* * * 講師 * * * *
	休憩 (10)	
10:45 ~ 11:40	核燃料物質及び原子力施設 の防護 (55)	原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 核セキュリティ部門 * * * * *
	昼食 (55)	(弁当の予約ができます)
12:35 ~ 13:35	放射線測定実習 (60)	* * * 講師 * * * * (講義/WS2)、 講師 * * * * (WS1)、 講師 * * * * (WS3)、
	休憩 (5)	(施設見学をされない方は、 アンケートを記入いただき解散)
	バス移動 (35)	
14:15 ~ 16:15	原子力施設見学 (120)	* * 発電所
	バス移動 (35)	バス
~ 17:00	アンケート記入・解散	OFCへ帰着後、アンケートを記入いただき解散

講義の概説講義名	概 説
原子力の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ・原子の成り立ちと放射線 ・放射線の人体への影響 ・原子力発電及び関連施設 ・原子力事件事例
核燃料物質及び 原子力施設の防護	<ul style="list-style-type: none"> ・核物質防護とは ・原子力施設の防護措置(機微情報は提供しません。) ・核物質防護に関する規制
放射線測定実習	<p>3つのワークショップ(WS)から、各自が2つを選択して実習</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 空間線量率の測定 ② 表面汚染密度の測定 ③ 距離及び遮へいの効果の測定

核物質防護のための研修会 自己評価シートの例

令和5年度 核物質防護に関する研修会
講義・実習の自己評価シート 第 回 開催地 ()

担当講師 署名 ()

担当された講義・実習についてのみ記入して下さい。

No.	評価項目	はい	少しはい	いいえ	(受注者)からのコメント		
					改善必要	特になし	補足説明
講義「原子力に関する基礎知識」							
(前日までの事前準備の状況)							
1	印刷教材に一通り目を通した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
2	プレゼンに使用するページを抽出した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
3	各章の、おおよその時間配分を計画した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
4	各ページについてプレゼン内容を検討した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
5	声を出して、プレゼンの試行を行った。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
6	いくつかのページに仕組まれたナレーションの出るタイミングと内容を確認した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
7	プレゼンの途中で受講者に投げかける、易しい質問を用意した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
8	研修会場で前日のリハーサルを行った。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

(本番でのプレゼンの状況)						
9	プレゼンは、個人発表の場ではなく、原子力規制庁の研修会であることを意識した内容とした。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10	計画した各章の時間配分で進行できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11	大半の受講者は原子力に関する知識が少ないことを意識して、分かりやすく説明した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
12	テキストに記載のない専門用語を交えないように心がけた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
13	プレゼンの途中で、受講者に易しい質問を投げかけた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
14	短時間に、専門的な詳細を理解して覚えてもらうことは難しいことを認識して、説明は平易なものに限定した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
15	講義は、原子力に関心を持つ上での基礎的な知識の幅広げを目指した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
16	講師として、「知ってもらいたい」というサービスの目線での講義を行った。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
17	受講者の年齢層では、情報の共有ができていない過去の事例を既知の事例のつもりで解説した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

令和5年度 核物質防護に関する研修会
 講義・実習の自己評価シート 第 回 開催地 ()
 担当講師 署名 ()

担当された講義・実習についてのみ記入して下さい。

No.	評価項目	はい	少しはい	いいえ	(受注者)からのコメント		
					改善必要	特になし	補足説明
「放射線測定実習」の全般説明							
(前日までの事前準備の状況)							
1	印刷教材に一通り目を通した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
2	おおよその時間配分を計画した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
3	5枚のスライド(テキストのP1上下、P2上下、P5下)についてプレゼン内容を検討した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
4	声を出して、プレゼンの試行を行った。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
(本番でのプレゼンの状況)							
5	計画した時間配分で進行できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
6	大半の受講者は原子力に関する知識が少ないことを意識して、分かりやすく説明した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
7	4つのワークショップから2つを選択できることを説明した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

ワークショップの実施

担当したワークショップの番号は、→

(前日までの事前準備の状況)

1	担当するWSに関する印刷教材の該当ページを一通り目を通した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
2	おおよその時間配分を計画した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
3	声を出して、説明の試行を行った。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
4	WSの途中で受講者に投げかける、易しい質問を用意した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

(本番でのワークショップ実施の状況：1回目)

5	計画した時間配分で進行できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
6	WSの途中で、受講者に易しい質問を投げかけた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
7	担当したWSに来た受講者の多くが、実習できるように心がけた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
8	受講者から質問が出やすい雰囲気になるように心がけた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

(本番でのワークショップ実施の状況：2回目)

9	計画した時間配分で進行できた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
10	WSの途中で、受講者に易しい質問を投げかけた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
11	担当したWSに来た受講者の多くが、実習できるように心がけた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
12	受講者から質問が出やすい雰囲気になるように心がけた。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

コンソール操作等の運用

1 目的

研修会において、コンソール（操作卓）の操作等の運用を行う。OFCの機器及び設備に関しては、誤った操作等により、OFC機能の維持に影響を与える可能性があるため、操作等については十分注意すること。

本作業に関し、コンソールでの操作許可を規制事務所より受けていることを当庁担当者に確認すること。

2 担当

現地ロジスティック業務担当者が担当する。

3 内容：

講義時の助勢（コンソールの操作等）

- ・ 研修会前日の事前準備においてPC、大型スクリーン等のセッティング及び操作方法について講演者（講師）との調整を行い、事前の映像チェックを行うこと。
- ・ 合同協議会室における大型スクリーンへのPPTのスライド映写、DVD映写の補助及び操作を行うこと。
- ・ 各講義（「原子力の基礎知識」、「核燃料物質及び原子力施設の防護」、「放射線測定実習」）の前に講義のスライドの表紙ページを映写しておくこと。
- ・ タイムキーパーを行うこと。「原子力の基礎知識」と「原子力施設における核物質防護」の講義において、定刻5分前及び定刻にその時刻をアナウンスすること。
また、「放射線測定実習」のワークショップ（2セット）においても同様のアナウンスをすること。

以上

入札適合条件

令和5年度核物質防護研修会開催支援業務（現地ロジスティック業務等）を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (3) 担当者の業務経験等及び人数として以下を満たすこと。
 - ・ 「原子力の基礎知識」の講師は、原子力分野の業務経験が8年以上であり、原子炉又は原子炉施設的设计・検査等に携わったことがあること。
「放射線測定実習」の講師及び実習担当者は、原子力分野の業務経験が3年以上であり、放射線測定器操作等に携わったことがある、又は「放射線取扱主任者の第3種」以上の免状取得をしていること。
 - ・ 「原子力の基礎知識」の講師として3人以上を、また、「放射線測定実習」の講師及び実習担当者として6人以上を手配出来ること。ただし、講師及び実習担当者の要件を満たしていれば、各講義科目に同一人物を講師及び実習担当者としてもよい。
 - ・ それぞれの講義科目について、手配を予定している講師及び実習担当の経験・資格を添付資料で提示すること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の(1)から(3)までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁放射線防護グループ核セキュリティ部門が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）を書面で提出する場合は、正1部を提出すること。

電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和5年7月20日（木）12時までに電子メール又は文書で、下記の原子力規制庁核セキュリティ部門に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ核セキュリティ部門
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

担 当：鈴木 suzuki_rin_w8v@nra.go.jp
福田 hukuda_akihiro_k4d@nra.go.jp
横田 yokota_hiroshi_e6c@nra.go.jp

TEL 03-5114-2100（内線：4909、4727、4711）

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

「令和5年度核物質防護研修会開催支援業務（現地ロジスティック業務等）」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

適合証明書

件名：令和5年度核物質防護研修会開催支援業務（現地ロジスティック業務等）

商号又は名称：

条 件	回答 (○or×)	資料 No.
<p>(1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。</p> <p>(2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。</p> <p>(3) 担当者の業務経験等及び人数として以下を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「原子力の基礎知識」の講師は、原子力分野の業務経験が8年以上であり、原子炉又は原子炉施設の設計・検査等に携わったことがあること。 ・ 「放射線測定実習」の講師及び実習担当者は、原子力分野の業務経験が3年以上であり、放射線測定器操作等に携わったことがある、又は「放射線取扱主任者の第3種」以上の免状取得をしていること。 ・ 「原子力の基礎知識」の講師として3人以上を、また、「放射線測定実習」の講師及び実習担当者として6人以上を手配出来ること。ただし、講師及び実習担当者の要件を満たしていれば、各講義科目に同一人物を講師及び実習担当者としてもよい。 ・ それぞれの講義科目について、手配を予定している講師及び実習担当の経験・資格を添付資料で提示すること。 		

適合証明書に対する照会先

所在地：（郵便番号も記載のこと）

商号又は名称及び所属：

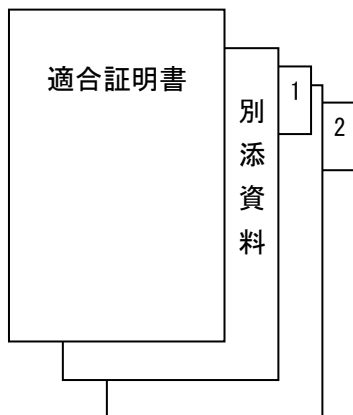
担当者名：

電話番号：

E-Mail：

記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応募者が必要であると判断する場合については他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名 (以下「甲」という。) と、 (以下「乙」という。) とは、「令和5年度核物質防護研修会開催支援業務 (現地ロジスティック業務等)」について、次の条項 (特記事項を含む。) により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円) とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約期間)

第3条 契約締結日から令和6年3月19日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者 (以下「下請負人」という。) の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監 督)

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要

がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物(以下「納入物」という。)の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額

(2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額

(3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額

(4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報(以下「保全情報」という。)が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者(乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。)に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額

(5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額

(6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過し

た日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない（以下、「契約不適合」という。）ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。

2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。

3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除

く。)に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者(以下「譲受人」という。)が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、承諾の時ににおいて本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(著作権等の帰属・使用)

第19条 乙は、納入物に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。)を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡し

を受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

- 2 乙は、納入物に関して著作権者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作権が乙以外の者であるときは、当該著作権者が著作権者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(個人情報の取扱い)

第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいう。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者(第5条第2項に定める下請負人を含む。)に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契

約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙